

史料
紹介

岡山藩官位関係史料（一）

堀 新一

小稿は、本館架蔵「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」のうち、岡山藩主（一族を含む）の官位叙任に関する史料を翻刻・紹介しようとするものである。

近世武家官位制は、幕藩制における天皇・朝廷の位置づけに収斂する問題である。近世武家官位制研究は、①大名家格制からの研究、②武家官位制形成過程の研究、③叙任手続きの研究、の三つに大別される。^①近年著しく研究が進んだが、まだ残された課題も多い。例えば、②は幕藩制成立期（一七世紀初頭）、③は近世後期（おもに一八世紀後半）以降を主な検討対象としているが、基礎的な事実をさらに積み重ねている状況である。そして、一七世紀後半～一八世紀前半については、実態説明も含めて

ほとんど分析されてきていない。もちろん、①に一七～一八世紀の武家官位の網羅的検討があるが、検討対象の多さから『寛政重修諸家譜』等の編纂史料が分析の中心となっている。官位研究における編纂史料の有効性は言うまでもないが、編纂当時の認識が過去に投影されている可能性もあり、一次史料で裏付ける必要もあろう。

幸いなことに、「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」には、一七世紀前期以降、岡山藩主（一族を含む）の官位叙任に関する記録が収録されている。^②これらの中には、藩主の位記・口宣案・宣旨はないが、藩主の願書や幕閣の書状も含まれている。冊子物でも、任官後さほど時日が経過しないうちにまとめられたもので、当時の認識・

事実経過を検出することに支障はない。近世武家官位制の第一級史料とも言えるこれらの史料群を、順次紹介していきたい。³⁾ この貴重な記録を紹介することによって、近世国家における武家官位の位置づけを再考することが可能となるであろう。

今回紹介する史料は、次の通りである。

一、寛永九年十月一日 池田恒元宣旨 (備後守)⁴⁾

二、寛永九年十月一日 池田恒元口宣案⁵⁾

①口宣案 (従五位下)

②口宣案 (備後守)

三、寛永九年十月一日 池田恒元位記 (従五位下)⁶⁾

四、寛文元年十二月廿八日 池田薫彰位記 (従五位下)⁷⁾

五、寛文元年十二月廿八日 池田薫彰口宣案⁸⁾

①口宣案 (越前守)

②口宣案 (従五位下)

六、元禄九・十両年御任官前後御書類⁹⁾

①②③ (表参照)

以下、一〜六を簡単に解説しよう。まず一〜三は、寛

永九年(一六三二)十月一日付、池田恒元の従五位下・備後守叙任に関する宣旨・口宣案(二通)・位記である。叙位については位記と口宣案、任官については宣旨と口宣案が発行される。叙位・任官が同時になされる場合が多いので、四通同時に発行されるのが一般的である。しかし、武家への位記発行は寛永末年からとされ、この池田恒元の位記は比較的早い部類に属する。¹⁾

池田恒元は、岡山藩主池田光政の二歳年下の弟である(系図参照)。のち、正保四年(一六四七)に備前新田二万五千石を分知され、慶安二年(一六四九)には新田を岡山藩に返し、新たに播磨国宍粟郡三万石の大名となった。光政のためにはいろいろの面でよい弟であったという。²⁾

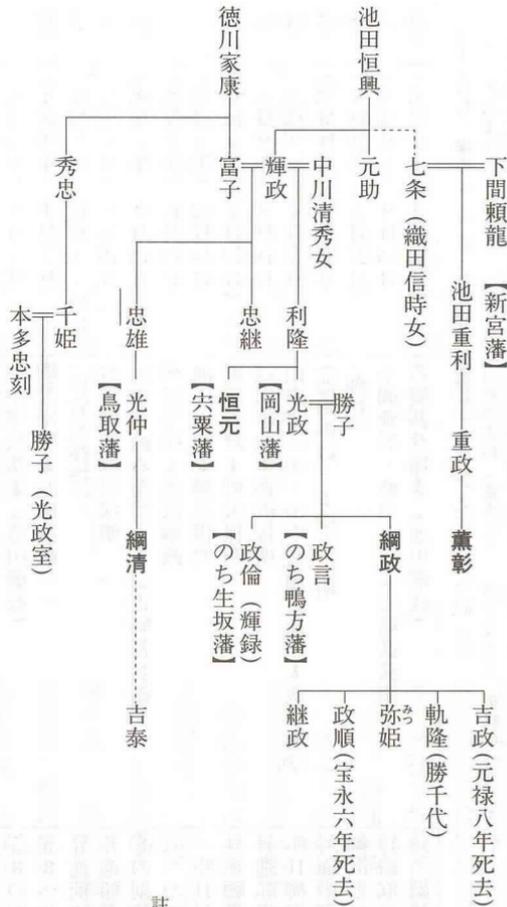
宍粟藩は、延宝六年(一六七八)に無嗣断絶したので、本家(岡山藩)に恒元の叙任文書が残されたのであろう。一〜三は、四代將軍家綱が寛文四年(一六六四)に諸大名に発給した知行宛行状、いわゆる寛文印知とともに漆塗箱に保管され、漆塗箱はさらに二つの桐箱に納められている(写真一・二参照)。大名にとっていかに重要なものであ

「元禄九・十両年御任官前後御書類」内容構成

No.	日付	差出 ↓ 宛所	内容
①	元禄9年 8月18日	山中半兵衛・山中造酒右衛門 ↓ (池田綱政)	重き儀に付き、相違・他言ないことを誓う能を仰せ付られた御礼用事を頼み入る 江戸城正月儀礼の作法 昇進の御礼案(平岡作成、山中半兵衛筆) ⑤aへの副状 ⑤aへの返翰 昇進前後の登城御礼 昇進願書(⑬の案、平岡作成、山中半兵衛筆) ⑧の副状 ⑪への返翰(柳沢自筆) 一昨日対面の御礼 昇進願書 昇進願書(⑧の正文、池田綱政自筆) 明日柳沢と対面 対面の御礼 柳沢と対面時の覚書 ⑬請取と柳沢承知の旨連絡 ⑬の副状
②	(元禄9年) 8月3日	池田綱政 ↓ 柳沢保明	
③	(元禄9年) 6月11日	池田綱政 ↓ 平岡資周	
④	(元禄10年) 1月2日	「御礼之控」	
⑤	(元禄10年) 1月7日	池田綱政 ↓ 柳沢保明	
a	(元禄10年) 1月5日	山中半兵衛 ↓ (池田綱政)	
b	(元禄10年) 1月7日	柳沢保明 ↓ 池田綱政	
⑥	(元禄9年) 12月4、16日	「任官前後控」	
⑦	(元禄9年) 9月16日	池田綱政柳沢保明	
⑧	(元禄9年) 9月16日	山中造酒右衛門カ ↓ (吉崎甚兵衛)	
⑨	(元禄9年) 12月14日	柳沢保明 ↓ 池田綱政	
⑩	(元禄9年) 12月14日	池田綱政 ↓ 柳沢保明	
⑪	(元禄9年) 12月14日	池田綱政 ↓ 柳沢保明	
⑫	(元禄9年) 9月12日	池田綱政 ↓ 柳沢保明	
⑬	元禄9年 9月16日	池田綱政 ↓ 柳沢保明	
⑭	(元禄10年) 4月25日	山中半兵衛・山中造酒右衛門 ↓ 池田大学	
⑮	(元禄10年) 4月25日	(池田綱政) ↓ 柳沢保明	
⑯	(元禄10年) 4月25日	「御礼」	
⑰	(元禄9年) 9月16日	平岡資周・藪田重守 ↓ 吉崎甚兵衛	
⑱	(元禄9年) 9月16日	吉崎甚兵衛 ↓ (池田綱政)	

- 註1 「日付」欄の()は、包紙等の記載により推定した年月日を記した。
 2 「差出 ↓ 宛所」欄の「」は、書状以外の史料(覚書等)の内容を示す、史料中の文言を記した。
 3 「差出 ↓ 宛所」欄の()は、差出・宛所を内容から推定して記した。

池田氏略系図



註
紹介史料中の人物を中心に作成し、
類出人物はゴチックで表した。
破線は養子を表す。
徳川富子(妹)と秀忠(兄)は、
系図作成の便宜上、長幼の順序
を逆に記した。

つたかがうかがわれよう。しかし、桐箱に大きく、「御朱
印箱」と墨書されているように、より重要なのは「御朱
印」(寛文印知)のようである。

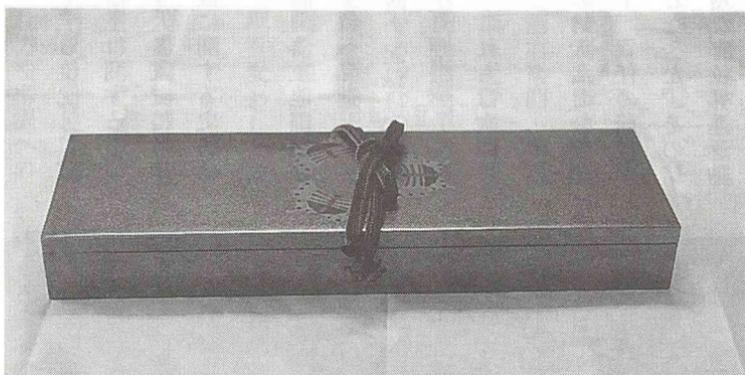
寛永九年は、光政の叔父、岡山藩主池田忠雄が死去し
た年である。忠雄の嫡子光仲が幼少(三歳)であるため、

当時鳥取藩主であった光政と国替することになった。そ
のせいもあって、光政は池田一族の惣領として、しばし
ば光仲に異見し、鳥取藩家臣団も光政の指示を仰いだ。⁽¹³⁾
この後、光政の系統が岡山藩、光仲の系統が鳥取藩とし
て幕末まで続く。

続いて四、五は、寛文元年（一六六二）十二月廿八日付、播磨国新宮藩主池田薫彰の従五位下・越前守叙任に関する口宣案（二通）・位記である。口宣案の包紙に「宣旨一通、口宣案式通」とあり、宣旨も備っていたようである。いづから宣旨がないのかは不明である。

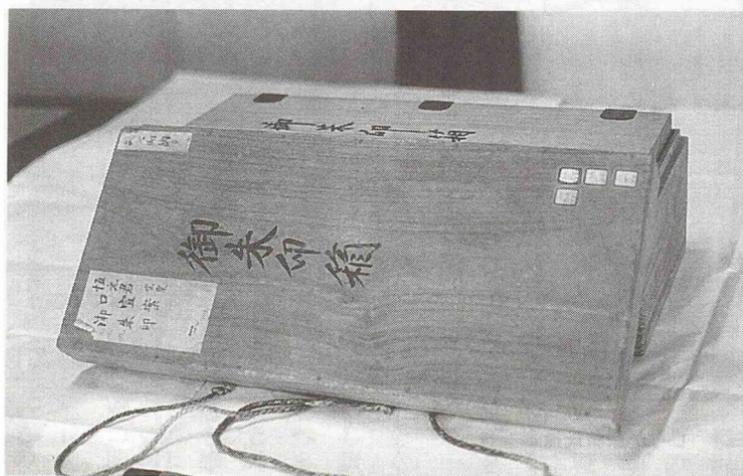
薫彰の家系は、織田信時（信長の弟）の女七条を、池田恒興が養女としたことに始まる（系図参照）。大坂の陣の戦功により、元和元年（一六一五）に重利が摂津国で一万石を宛行われ、同三年から播磨国新宮に移った。薫彰は重利の孫である。寛文一〇年に薫彰の子邦照が死去し、嗣子重教が幼少（一一歳）であったため新宮藩は廃藩となった。重教は三〇〇〇石の旗本となるが、この過程で薫彰の叙任文書が岡山藩池田

史料 岡山藩官位関係史料（二）
紹介



（写真一）

しらが康義氏撮影



（写真二）

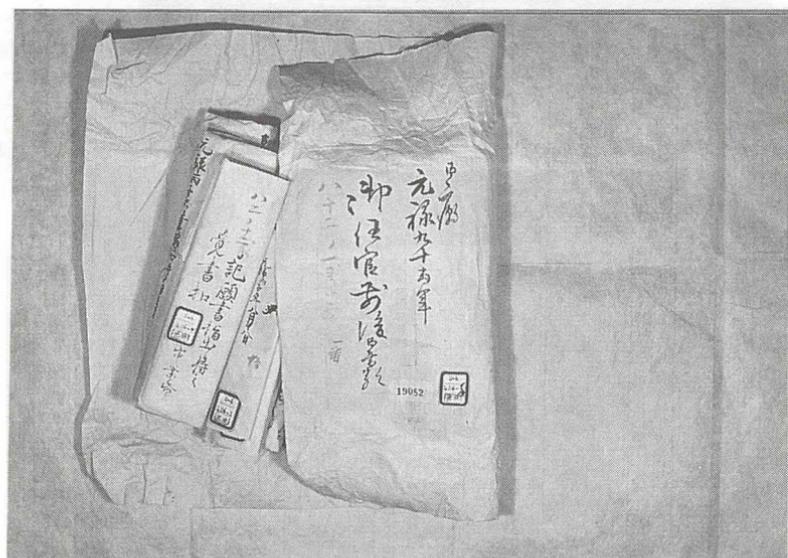
しらが康義氏撮影

家に移管されたのであろうか。

以上、一〜五が「池田家文庫」に伝来する位記・口宣案・宣旨(正文)のすべてである。岡山藩主に関するものがなく、傍系のものだけ伝来したという大名家史料は珍しかろう。なお、恒元・薫彰の叙任前後に関する史料はない。

最後の六は、元禄九年(二六九六)に岡山藩主池田綱政が、位階は従四位下のまま、侍従から少将へ昇進したさいの一件史料である(写真三参照)。この時の記録は、他にも「綱政様御任官之節御勤覚書」⁽¹⁴⁾、「御任官始末帳」⁽¹⁵⁾、「曹源寺様少将御拜任之節御留」⁽¹⁶⁾があるが、これらは次回に取り上げたい。

武士身分のなかでも、官位をもつものは大名と一部の旗本だけであった。そして、官位の上下、叙任の前後が儀礼などの様々な場面での序列の基準となった。その結果、おもに外様大名を中心として、猛烈な官位昇進運動が展開されたことが知られている⁽¹⁷⁾。しかし、従来知られている官位昇進運動は一八世紀中期以降のものが多く、



(写真三) しらが康義氏撮影

ここに紹介する池田綱政の少将昇進運動は、おそらく最も早い時期のものであろう。しかも、御側用人柳沢吉保（当時保明）への接近とその指示が具体的に判明する、非常に興味深い史料である。詳細は別稿¹⁸に譲るとして、ここでは簡単に内容を紹介しておこう。

少将昇進を望む池田綱政は、公儀使吉崎甚兵衛にそれを命じた。吉崎は、柳沢家家臣の山中造酒右衛門・半兵衛兄弟にまず接触する。半兵衛は、岡山藩家老伊木長門守の元家臣で、山中兄弟の兄平野十蔵は岡山藩士であった。岡山藩と山中兄弟には深いつながりがあったのである。この山中兄弟を通じて、吉崎は柳沢家家老平岡資周・藪田重守に接触する。綱政は、とくに平岡を頼りにしていた（六③）。吉崎と山中兄弟は誓紙を取り交わし（六①）、昇進運動は本格化する。

吉崎は柳沢宛の綱政願書（六⑫）を平岡・藪田の許に持参し、両人はこれを書き改めて新たに願書の下書（六⑧）を作成した。平岡は、「一字も相違無御座候様ニ御自筆ニ御認」めることだけでなく、封・捺印の仕方や柳沢への

提出方法に至るまで事細かに指示している（六⑨）。こうして柳沢に提出された願書（六⑬）は、おそらく柳沢を通じて將軍綱吉の披見に供されたであろう。そして、柳沢の取成しで綱政の希望は叶えられることになった。この後、綱政は願書を作成しておらず、柳沢への願書（六⑬）がいわば正式な願書であった。官位叙任は御側用人の職掌ではないが、諸大名は老中を始め幕閣の様々な面々に官位昇進の内願をした。これは、江戸幕府に官位叙任を管掌する役職が存在しないことによる。

二つの願書（六⑫と六⑬）では、昇進希望の理由が全く異なっている。六⑫は、悴を地下にしては先祖に申し訳ないこと、鳥取藩主綱清が先に少将に昇進したことへと対抗を理由とし、岡山藩が池田一族の惣領であることの確認を求めている。それが六⑬では、將軍の御厚恩を感じつつ、さらなる奉公を誓って昇進を望み、柳沢だけが頼りであるとしている。この違いは、大名と幕府の間の官位認識の違いである。すなわち、六⑫に武家官位をめぐる大名の論理、六⑬に幕府の論理が示されているの

である。従来論じられてきた武家官位の機能は、このような幕府の論理にもとづいたものであり、大名の認識は別にあるのである。

岡山藩(綱政)は、通常は老中戸田忠昌を幕府への取次としていた(六②、六⑬)。しかし、官位昇進に関しては、戸田に全く頼らず、柳沢だけに取成しを依頼している(六⑬)。戸田から「内證^二」^三伝えられた能を、「出羽殿ハ格別」(六②)として柳沢に報告している。さらには、叙任後の年頭挨拶状でも平岡の指示・添削を受けており(六⑤b)、柳沢と自分は「御一家同事」とすら主張している(六⑤a)。こうして綱政は「柳沢家の門番」と称されていく。¹⁹ 帰国直前に、綱政は柳沢に面会し(六⑭)⑮⑯、「在国内^二ても、諸事被懸御心^一」^二ることを、柳沢に要請している(六⑭)。柳沢の権勢ふりがうかがえよう。

以上のように、六は武家官位をめぐる幕府・大名それぞれの認識や、昇進運動を通じてみえてくる当時の幕政の状況など、随所に興味深い事実がある。詳しくは翻刻をご覧いただきたい。

註

(1) 藤井讓治「日本近世社会における武家の官位」(中村賢二郎『国家』、京都大学人文科学研究所報告、一九八九年)

(2) 『池田家文庫藩政史料マイクログラフ集成』は、岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」をマイクログラフ化したものである。以下、史料の年代・表題と「岡山大学所蔵池田家文庫総目録」(一九七〇年)の整理番号・「池田家文庫藩政史料マイクログラフ集成」のルールNo.を、年代「表題」《整理番号・ルールNo.》と記す。

(3) 岡山大学附属図書館編『改定増補 池田家文庫マイクログラフ史料目録 藩侯1』(丸善株式会社、一九九三年)の「官位」参照。なお、天和二年「仰置之覚書」《C四—一〇二・YCD—〇〇一》のように官位とは直接関連しないと思われるものや、他史料と著しく重複するものは除く。

(4) 寛永九年「宣旨」《C四—一九九・YCD—〇〇一》

(5) 寛永九年「口宣案」《C四—一〇〇・YCD—〇〇一》

(6) 寛永九年「位記」《C四—一〇一・YCD—〇〇二》

(7) 寛文元年「位記」《C四—一九七・YCD—〇〇一》

(8) 寛文元年「口宣案」《C四—一九八・YCD—〇〇一》

(9) 元禄九々十年「御任官前後御書類」《C六—四二六・Y

CD—〇〇一》

(10) 上野秀治「大名の叙位・任官文書」(日本歴史学会編『概説古文書学』近世編、吉川弘文館、一九八九年)

(19) 大石慎三郎『江戸時代』(中公新書、一九七七年)二〇〇頁

(11) 寛永八年に島津光久が従四位下・侍従に叙任したさいも、口宣案(二通)・宣旨・位記が発行されている(『鹿児島県史料・旧記雑録後編』5、一九九〇二頁)。位記の発行開始は、寛永末年からやや遡るであらう。

(12) 谷口澄夫『池田光政』(吉川弘文館、一九六一年)二二五頁

(13) 児玉幸多『日本の歴史18 大名』(小学館、一九七五年)二五二―二五五頁

(14) 元禄九年「綱政様御任官之節御勤覚書」《C四―一四・YCD―〇〇一》

(15) 元禄九年「御任官始末帳」《C四―一〇七・TCD―〇〇一》

(16) 元禄九年「曹源寺様少将御拜任之節御留」《C四―一〇八・YCD―〇〇一》

(17) 松平(上野)秀治「仙台伊達氏の官位上昇運動について(上)(中)(下)」(『史料』一五・一六・一七、一九七九年)

など

(18) 拙稿「岡山藩と武家官位―池田綱政の少将昇進をめぐって―」(『史観』一三三、一九九五年)

【凡例】

- 一、翻刻にあたっては、闕字・平出を残した。また、適宜読点・並列点を補った。
- 一、料紙のサイズを、縦×横で記した。□・◇等は、それぞれ第一紙・第二紙を表す。
- 一、かなはすべて現行の字体に改めた。ただし、次のものは残した。
ㇿ(より)、江(え)、而(て)、茂(も)、与(と)
- 一、原本の摩滅・虫損などによって文字が判読しにくい場合には、字数を推定して□□で示し、字数を推定できない場合には「」で示した。
- 一、原本に塗抹のある場合には、〃〃をその文字の左傍に付し、抹消した文字が不明のときは、その字数を推定して、■を
もって示した。
- 一、校訂註は、()で括って記した。
- 一、利用の便を考えて、史料上の人物に関する簡単な解説を巻末にした(ただし、位記・宣旨・口宣案のみに現れる人物は除く)。

【翻刻】

一、寛永九年十月一日 池田恒元宣旨(備後守)

包紙 四五・五cm×三一・五cm、

本紙・礼紙 三七・八cm×五九・五cm

〔包紙〕
〔宣旨〕

從五位下源朝臣恒元
(池田)

從二位行權大納言藤原朝臣實晴
(西園寺)

宣奉 勅件人宣令任

備後守者

寛永九年十月一日掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師生奉

二、寛永九年十月一日 池田恒元口宣案

①・②の包紙 四六・〇cm×三一・七cm

〔包紙〕
〔口宣案〕

①口宣案(從五位下)

本紙 三四・三cm×四七・〇cm

〔端裏書〕
〔口宣案〕

(西園寺實晴)
上卿 新大納言

寛永九年十月一日 宣旨

(池田)
源恒元

宜叙從五位下

藏人頭左近衛權中将藤原公景奉
(姉小路)

②口宣案(備後守)

本紙 三四・三cm×四七・〇cm

〔端裏書〕
〔口宣案〕

上卿 新大納言
(西園寺實晴)

寛永九年十月一日 宣旨

從五位下源恒元
(池田)

宜任備後守

藏人頭左近衛權中将藤原公景奉
(姉小路)

三、寛永九年十月一日 池田恒元位記（從五位下）

包紙 四五・六cm×三一・五cm

本紙 1 } 3 二七・〇cm×四七・五cm

〔包紙〕
〔位記〕

源朝臣恒元
(池田)

右可從五位下

中務、性理恪勤功効克、宣慶賞候鍾抑惟令典、宜授榮爵、
用光寵、可依前件、主者施行

寛永九年十月一日

無品中務卿智忠親王 宣

正四位下中務大輔臣兼左近大史主殿頭竿博士小槻

宿弥孝亮 奉

從五位上行中務少輔臣藤原朝臣宣陸 行

正二位行權大納言臣

資勝

正二位行權大納言臣

光廣

正二位行權大納言兼太宰權師臣

實有

正二位行權大納言臣

季繼

正二位行權大納言臣

宣衡

正二位行權大納言臣

通村

正二位行權大納言臣

實秀

正二位行權大納言臣

道房

從二位行權大納言臣

定好

從二位行權大納言臣

實晴

正二位行權中納言臣

共房

從二位行權中納言臣

實頭

從二位行權中納言臣

兼賢

從二位行權中納言臣

業光

從二位行權中納言臣

雅宣

從二位行權中納言臣

公宣

正三位行權中納言臣

光賢

正三位行權中納言臣

元親

正三位行權中納言臣

季吉等言

制書如右、請奉

制附外施行、謹言

寛永九年十月一日

制可

月辰時正四位上行掃部頭兼大外記造酒正中原

朝臣師生

左中辨共綱

撰政從一位行左大臣朝臣

太政大臣 開

右大臣正二位朝臣

内大臣正二位兼行左近衛大將朝臣

式部卿 開

式部大輔 開

參議正四位上行左大辨經廣

告從五位下源朝臣恒元奉

制書如右符到奉行

式部少輔 開

大録

少録

少録

寛永九年十月一日

四、寛文元年十二月廿八日 池田薰彰位記(從五位下)

※都合により、料紙の計測せず

(池田)
源朝臣薰彰

右可從五位下

中務、表節兵欄、宣勤羽衛、精誠無懈、夙夜在公、宣授
榮爵、用旌寵章、可依前件、主者施行

寛文元年十二月廿八日

二品行中務卿智忠親王 宣

正五位下行中務太輔臣源朝臣資冬 奉

從四位下行中務少輔臣藤原朝臣祐宜 行

正二位行權大納言臣 頼業

正二位行權大納言兼左近衛大將臣 兼晴

正二位行權大納言臣 兼晴

正二位行權大納言臣 資慶

從二位行權大納言臣 基福

從二位行權大納言臣

俊廣

從二位行權大納言兼近衛大將臣

實秀

制書如右、請奉制附外施行、謹言

寬永九年十月一日

制可

月日辰時正四位上行掃部頭兼大外記造酒正中原朝臣師生

右中辨昭房

關白從一位朝臣

太政大臣 關

左大臣從一位朝臣

右大臣正二位朝臣

內大臣正二位朝臣

兵部卿 關

兵部大輔 關

正四位上行右大辨賴孝

告從五位下源朝臣薰彰奉

制書如右、符到奉行

從四位下兵部少輔永貞

大録

少録

少録

寬文元年十二月廿八日

五、寬文元年十二月廿八日 池田薰彰口宣案

包紙 四九・五 cm × 三五・〇 cm

「(包紙) 宣旨一通、口宣案式通」

①口宣案(越前守)

本紙 三四・五 cm × 五二・五 cm

「(端裏書) 口宣案」

上卿 (中院通茂) 源大納言

寬文元年十二月廿八日 宣旨

告從五位下源朝臣薰彰

從五位下源薰彰

宜任越前守

藏人左中辨藤原経慶奉
〔勸修寺〕

②口宣案〔從五位下〕

本紙 三四・五cm×五二・五cm

〔端裏書〕
口宣案

上卿 〔中院通茂〕
源大納言

寛文元年十二月廿八日

宣旨

〔池田〕
源薫彰

宜任從五位下

藏人左中辨藤原経慶奉
〔勸修寺〕

六、元禄九・十兩年御任官前後御書類

包紙 ① ⑬ 同封 三四・五cm×四七・五cm

〔包紙〕
御廓

元禄九・十兩年

御任官前後御書類

〔朱筆〕
八十二ノ一ヨリ十六迄

〔貼紙・朱筆〕
一番

〔包紙裏〕
壽

①元禄九年八月十八日 山中半兵衛・山中造酒右衛門

〔誓紙〕

包紙 一六・七cm×二三・五cm

本紙 二八・〇cm×三三・〇cm

〔包紙〕

元禄丙子年八月十八日

〔印〕〔黒印〕 山中兄弟誓

〔貼紙〕
増

一、此度甚兵衛ニ申聞候一卷、口上ニ而甚兵衛申上ル処、

少茂相迄無御座候、重キ儀ニ御座候間、

御前次兩人衆之外、曾而御他言不被遊御儀与奉存候、

私共甚兵衛ニ申聞候通、一言茂増咸不仕候様ニ与奉
〔減〕

存、甚兵衛ニ神文致させ、私共方ニ取置申候、私共
右申上候段、

日本大小之神祇奉掛、毛頭相透・他言無御座候、大
切之儀故、神文ヲ以申上候、以上、

元禄九年子八月十八日

山中半兵衛(花押)

山中造酒右衛門(花押)

上

※山中兄弟の花押には、血判あり

②元禄九年八月三日 池田綱政「口上書控」

包紙 一〇・五cm×二七・〇cm

本紙 一六・五cm×五八・五cm (1)四六・五

cm, (2)二一・〇cm

「(包紙) 丙子 八月三日之口上書扣

「(貼紙朱筆) 八二ノ五」

元禄九 丙子年八月能被仰付候前ニ、(保明) 柳沢殿へ越、以平

岡宇右衛門(資周)、口上申達候、口上書自筆

口上

七月廿八日夕、從戸田(忠昌)山城守殿以切紙被仰下候ハ、自然

能被仰付義可有之候間、四五十番書付内證ニ而可指越旨ニ

付、早速四番書付進之申候処ニ、又晦日晚切帛被下、近

日三倫能可被 仰付間、其心得可仕旨、有難仕合奉存候、

尤從山城守殿御内意ニ候へ共、出羽守殿ハ格別御事故、

以口上書如此御座候、偏出羽守殿御取成と別而忝次第存

候、以上、

八月三日 (池田綱政) 松平一

無宛 ミのかミにて、三折ニ包不封

宇右衛門へ口上

右之段々、有難仕合奉存候、尤山城守殿ハ御内意ニ候へ

共、出羽殿ハ格別之御事故、申口上書申候間、宜敷(頼)存

候、(如)頼此口上書自筆にて調候か、万一少にても文牒悪敷

所候ハ、宇右衛門口上にて申達可給候、

③元禄九年六月一日 池田綱政「申聞控」

包紙 二〇・〇cm×二八・三cm

本紙 一七・〇cm×三七・八cm

〔包紙〕
元禄九年丙子六月十一日

柳沢殿家来平岡宇右衛門ニ申聞七候扣

封

〔貼紙〕
御廓

〔貼紙朱筆〕
ハ二ノ志

平岡宇右衛門御側近被為召

〔平岡〕

御手前事、兼々承及候へとも、終ニ逢不申候、山中兄弟ヲ以申入候趣、被得其意、只今是へも早々被出、満足申

〔藪田〕

候、五郎右・御手前同役と申内、少存寄も有之ニ付、わけて御手前へ用事頼入申事候、其段も山中兄弟可相達と存候、此已後被懸御心可給候、思ひ寄之儀も候ハ、無

遠慮山中兄弟迄御申聞可給候、先可申テ昨日ハ結構ノ御仕合ども之由承傳、一段之御事候、○山中兄弟儀筋目有之者にて、内々聞置可給候、

御帰リ之節

〔柳沢保明〕
晩程、出羽守殿へ以使可申入と存候、首尾宜様ニ頼入候、

藪田五郎右も弥息災ニ被居候哉、心得可給候、

④元禄十年正月二日「御札之控」

包紙 二一・八cm×一九・三cm

本紙 一六・四cm×二九・二cm

〔包紙〕
丁丑正月二日御禮之御扣

御書

〔貼紙朱筆〕
ハ二ノハ

〔端裏書〕

丁丑正月二日之御札之扣

少将任官以後、(元禄十年)正月二日之御札、大廣間下段之敷居
方三畳目ノ前之縁方二寸斗先江太刀ヲ置、二畳目ノ

中ニテ御礼申、

一、御銚子(義史) 上段自 中段之四疊目ニテ被下、

一、御吳服臺、下段之五疊目ニテ頂戴、

(伊達綱村) (高津綱貢)

陸奥守・薩广守中将ニ被任候以後、如此ニ有之由、

其以前ハ少将四疊、侍從五疊目ノ由、

⑤ a 元禄十年正月七日 池田綱政「御書之案」

包紙 二〇・五cm×二八・〇cm

本紙 (a・b一紙) 一五・八cm×一九六・八

cm [1] 五二・〇cm, [2] 五六・五cm, [3]

五七・〇cm, [4] 三二・三cm

「包紙」
元禄十丁丑正月七日

柳へ遣ス扣」

「貼紙朱筆」
「八二ノ六」

「包紙裏書、もと表」
上ル 山中華兵衛

「印 (黒印)」

以切紙被仰上候、
(柳沢)
御自分様弥御堅固御務珍重奉存候、

拙者儀無吳儀罷在候、

一、拙者義、當春拙者ハ例ニ替様子能御礼申上、身ニ餘難有

奉存候、此段ハ何方へも願申候事ニ無御座、御自分

様へ奉願候処、早速任官被 仰付、偏御自分様御

「(後筆) かげられ候故と 次第
「心」 影と、別而 忝奉存候、

一、拙者儀、(江戸) 御當地ニ相詰罷在候内、何とそ切々御 目

見へ申上候様ニ仕度奉願候、此段茂偏ニ御自分様ヲ

奉頼候間、御次而之節何分ニも宜敷御取成奉頼之候、

一、拙者義、前廉も申上候通、(格) 客式ニ構申義ニ無御座

候、何分ニも御奉公申上度奉存候間、此段も被懸御

心可被下候、偏奉頼候、

一、拙者儀、年内藪田五郎右衛門・平岡宇右衛門迄物語

仕置申候一義、此段ハ私家御再興と思召可被下候、

唯今拙者奉願義ニハ無御座候へ共、兼々左様思召置

可被下候、拙者一生之内ニ何とそと心中之大願此事
ニ御座候、於此義ハ、別而御自分様ならて可奉頼様
も無御座候間、兼々左様思召置可被下候、偏々奉
頼候、

一、(元禄九年)

私義 旧冬も書中ニ而申上候通、御自分様ならて外ニ
御心安得御意候方無御座候、万端貴所様ヲ奉頼罷在
候ニ付、少も心底不残、様々の儀御内證申入候、此

段ハ寔御心安被懸御目被下候ニ付、如此御座候、必々

貴所様御心底ニ不叶儀ハ幾度も御用捨なく御差

圖被成可被下候、旧冬も宇右衛門迄申候通、神慮ヲ

も以御自分様ならて〇頼可申心底ニ無御座候、返々

諸事無調法ニ御座候間、乍慮外左様思召、無御遠慮

被懸御目可被下候、唯今迄貴所様諸事御影の段、免

角御礼可申上様乍無御座、忝仕合存候、〇懸御目候

節も、拙者存念中ニ難申尽御座候所、乍細書如此

御座候、此以後も少も遠慮不仕、諸事可申上候間、

乍慮外御一家思召、惡敷義も御座候ハ、被仰聞

可被下候、善悪共ニ奉頼候、二度外ヲ頼可申覚悟ニ

てハ神以無御座候間、幾重にも拙者心底御察被

成可被申候、御覧も御六ヶ敷可有被御座候へとも、

心底之通申上度如此御座候、且又不致物候へ共、此一

箱致進上候、将又御事多も〇可有御座候間、必此御

之心底ニ付、如此御座候、
報被仰下候ニハ及不申候、以上、

(元禄十年) 御名
正月七日 御判

柳沢 出羽守

⑤ b 元禄十年正月五日 山中半兵衛「上ル」

本紙 (aと一紙)

包紙 二八・〇cm×四一・五cm
本紙 三六・四cm×四九・五cm

(山中) 半兵衛申上候右之御書之案紙ハ、今昼(平岡資周)宇右衛門方へ参

候様ニと申、参申候処、宇右衛門好ニ而私相認申候、御文

言ニ奉ルと有之義、所々ニ御座候、其外御文躰結構過た

る様ニ而、少将様御心ニ應シ申間敷候へ共、上へ之皆御

願之御心得ニ而御座候故、御文言結構ニ被遊可然奉存候、

然共右之内御心ニ不應所ハ御なおし被遊、兎角今少もこ

まやかに御念比ニ被遊候様ニ可申上旨、宇右衛門申聞候、

宇右衛門身ニ仕候而ハ、且那方へ之御書御文言御内意申

上候段如何ニ奉存候へ共、兎角少将様御為第一ニ奉存、

此方へ之うつり相かんかへ、軽ヲかへり見不申、右之通

申上候由、宇右衛門申候、以上、

(元禄十年)

正月五日

山中半兵衛⑩ (黒印)

上ル

⑥ 元禄十年正月七日 柳沢保明「返答」(折紙)

(包紙) 松平伊豫守様 柳沢出羽守

元十 丁丑 ⑩ (朱印) 封

⑩ (黒印) 正月七日返答」

「(後筆) 封」

御手簡致拝見候、寒氣之節弥御堅固之旨玆重奉存候、旧

冬御任官、首尾能年頭御礼被仰上、難有思召候段、御尤

存候、御在府中節々御目見被成度御願并御奉公向之義思

召入之段承届候、将又旧蠟家来等迚被仰聞候趣致承知候、

被入御念、委細御紙面之通得其意存候、随而見事成彫物

一箱・御肴一種被掛御意、誠御心入之段忝奉存候、恐惶

謹言、

(元禄十年)

正月七日

柳沢出羽守 保明 (花押)

(池田綱政)

松平伊豫守様

御報

⑦元禄九年十二月四日十六日「任官前後控」

包紙 二・三・〇 cm × 三二・五 cm

本紙 一五・五 cm × 一七六・五 cm (一三六・

〇 cm、2四三・五 cm、3四四・五 cm、

4八・〇 cm)

〔包紙〕
元禄丙子九年十二月

任官前後扣并縁組御札

封

〔貼紙朱筆〕
八二ノ四

元禄九丙子年十二月四日及申刻、自月番戸田山城守(忠昌)

殿無判之奉書到来、其辞、
連

明五日四時御用之義有之候間、可有登城候、

一、五辰之中刻登城、午之中刻ニ御白書院之南之御縁

厠之東之杉戸之前ニ御座敷之方之敷居之際上座ニ山

城守殿・加賀殿大久保・豊後殿阿戸・相模殿土や、此四人着座、南

史料 岡山藩官位關係史料(一)

之障子之前ニ柳沢出羽殿・松平右京殿着座、細(輝貞)

川越中殿・綱政・松平兵衛殿ヲ一人ツ、呼出而、少

將被任之旨被仰渡ル、有難旨申而退去、

此前三水戸右衛門督殿・宰相殿御父子、同御書院之

西之方之御黒書院へ通、衝立之内杉戸之際ニテ右之

老中・杉沢殿(柳)・右京殿(松平)へ為上使(阿部)以豊後、少將被任旨、

此御礼ヲ被申上、早而水戸殿御父子退去之以後、右

ニ如記細川方段々ニ被仰渡ル、直ニ下城、從柳沢殿、

右京殿、四人老中、若年寄加藤佐渡殿・本多伯耆殿。
(松平) (明英) (正永)

秋元但馬殿(喬朝)・米倉丹後殿(昌忠)へ廻ル、柳沢殿ニテハ藪田

五郎右衛門・平岡宇右衛門呼出シ御礼申置、右京殿

ニテモ用人ヲ呼出シ申置、帰宅、信濃以下各待請ル、
(池田政言)

六日朝五ツ過ニ柳沢殿へ越、(藪田重守)五郎右衛門斗出ル、

又々上へ之御礼、昨日者重ク申、出羽殿へノ礼輕

ク申置、今朝者上江之御礼昨日申置タルニ依テ輕ク

申、出羽殿(柳沢)

被懸御心候御礼段重ク申置并五郎右衛門

(平岡資周)

・宇右衛門心ニ懸候満足之旨、宇右衛門ニも申聞セ

候へと五郎右衛門ニ申聞ス、

五日之晚山城殿(戸田)へ明

朝人多無之時分懸御目候様ニ参度旨、以甚兵衛申

(吉崎)

遣、返答ニ明六日五半ニ参候へと申来ルニ依テ、山

城殿へ参、小座敷ニテ對面、御礼段々頼入、戸田大

和殿・鳴覚左出合、暫時兩人と咄、從歸彼宅直ニ本

(宗資)

庄因幡殿へ越、(桂昌院)二ノ御丸へ之御礼申置、歸ニ(隆光)護持院

へ立寄、月輪院ヲ呼出シ、乍見廻昨日之有難仕合之

趣申置、帰宅、

六日七ツ比ニ又従山城殿(戸田)、明七日四時御用之義有之

間、登城可仕旨、如前之連書到来、(署)

七日辰中刻登城、五日之通、御白書院同所五日之にて立、

尤勝千代(軌隆)と一度ニ罷出、

(弥姫)

娘縁組、山城殿被仰渡ル、

柳沢殿(松平)・右京殿御兩人ハ無着座、

従下城、御老中、

出羽殿・右京殿、若年寄衆御礼ニ廻ル、

兩所にてハ用人呼出申置

九日之朝、五ツ半ニ大久保殿へ参、對顔御礼申、

十日之朝、(阿部)豊後殿へ参、此夕、本庄殿へ参、縁組之御礼申置、明十一日任官御礼可

申上旨、奉書到来、

十一日五半過登城、大廣間江大目付衆被出、御礼

之太刀披露、早而無遠慮直ニ所存之趣御礼申上候へ

と、月番山城守殿其外御老中御申候由被傳、於御黒

書院御礼始ル、水戸少将殿・同宰相殿、次細川・綱

政・松平兵口殿、右一人ツ、御小袖十・黄金十兩・御

太刀敷居之外御縁廁ニ御小袖臺ニ置、馬代敷居之内、

綱政上ル(直敬) 太刀ハ永井伊賀殿敷居方ニ置目ニテ披露早、

御礼外敷居方ニ置目にて 自御前被召、敷居ノ際ヘニジリ寄兎刀乍指、老中忝

段披露、其次ニ直ニ段々有難奉存旨申上テ退出、又

但馬殿・奏者衆

○柳沢殿・宇右衛門罷出ル、右京殿ニも用人出申

置、山城殿(戸田)・秋元(土屋)・相模殿・若年寄二所(大久保)・か、殿・

豊後殿廻ル、

十二日

朝柳沢殿へ越、藪田・平岡兩人呼出、昨日御礼直ニ

申上候義、一入有難奉存候、中々所存之片端も忝段

不申上候、右之仕合ニ候付、誰ニも御會無之様子置々

存知候へ共、御登城之序御出懸ニ懸御目、御礼之趣

申度旨、(藪田・平岡) 兩人ヲ頼候間、(柳沢) 出羽殿へ宜心得申候へ、此

段御聞届候と有之兩人ノ返答ヲ聞可帰由申候へハ、

兩人畏候由申候而入、追付被出、段々出羽守承、尤

ニ存候、追付登城仕候間、其刻可懸御目と申候由申

聞、それ方座敷たてまわし、客衆ハ皆く歸シ、暫

時有之而出羽殿御出、弓ノ筋タル間と鉄砲筋タル間

之中ニ透棚有之間にて、出羽殿御出懸御目、任官之

事昨日御直ニ御礼申候事、(弥姫) 娘縁組(池田政倫) 并丹波守御前近

ク被召遣、冥加ニ相叶、有難奉存段御礼申、出羽殿

御心ニ被掛候御礼申候へハ、有難段々尤至極ニ候、

追付 御耳ニ達可申と挨拶、(柳沢安貞) 其後忝兵口部屋申付ヲ

御聞候間、材木被遣、別而御心入忝存候、御断可申

と存候へとも、却而隔心ニも思召候半、御心入忝存

候ニ付、受納仕候など、御申候而、三間送りニ御出

候而暇乞申候、御入り跡にて兩人ニ御會御礼申置帰

宅、同晚七ツ過ニ又越、五郎右衛門罷出、今朝者御

會候而忝存候ニ付參候由申置、帰宅、

翌十三日ニ平岡吉崎甚兵衛ヲ呼、家に如何と可存候へとも、少も不苦首尾能候間、以自筆出羽殿へ書狀進之、可宜と有之ニ付、指圖之通ニ狀ヲ調、

十四日之朝、十二日ニ始而對顔候祝義心ニ音信物遣序ニ昨晚調候書狀甚兵衛ニ為持、文匣ニ入遣ス、宇右衛門請取、即刻ニ出羽殿自筆にて返翰有之、今朝昨日方寒ニ入タル 御機嫌伺ニ出羽殿へ右京殿へ参

ル、出羽殿にてハ今朝之返翰ニ此方方之書狀之文言

具ニ委細得其意候と有之、礼ヲ宇右衛門ニ申置ク、

一 十五日ニ指領ノ刀ヲ出羽殿・同兵口殿・家来藪田・

平岡兩人へ遣ス、

十六日ニ出羽殿方殊外氣ニ入、則指領ニ御用候由、

段々為礼以使者申来ル、

⑧元禄九年九月十六日 池田綱政「御口上書控」

包紙 二四・〇cm × 三二・五cm

本紙 一七・三cm × 九〇・〇cm (一四三・五

cm、²二六・五cm)

(包紙) 元禄九年九月十六日柳沢へ持参願書扣

御口上書

① (黒印) ② (黒印) ③ (黒印)

(貼紙朱筆) 「八二ノ十一」

(端裏書) 丙子

元禄九年九月十六日卜申

以書付申上候、私儀、何四十四ヶ年已前元服被 仰付候節、侍

従ニ被任候、親(光政)新太郎儀、少将ニ被任罷有候、私儀只今

迄従

御上之御厚恩身ニ餘り難有仕合奉存候、此上申上候段、

恐ヶ間敷儀奉存候得共、父官位之通ニ何とぞ被為

仰付候者、一生之御大恩与偏難有奉存候、誠以難願上儀

ニ奉存候得共、以書付ヲ奉願候、右之趣御老中方へハ曾

而不申上候、戸田山城守殿へハ表向一通り之用事等者

前々方頼申上ル儀ニ御座候へ共、於此義者毛頭山城守殿

江も不申上候、偏(柳沢)御自分様何分(無)も宜御取成奉頼候、

惣牀私儀諸事不調法者ニ御座候へ共、先日も被 召出、

御能なと被為 仰付、難有次第ニ奉存候、此上如何様之

儀ニ而茂御奉公申上度奉存候、此等之趣(柳沢)御手前様御取成、

偏奉頼候、以上

年号月日
(池田綱政)
松平伊豫守〇

⑨元禄九年九月一六日 山中造酒右衛門「覚書」

包紙 二〇・五cm×(計測不能)

本紙 一七・二cm×八〇・六cm [1]二〇・〇

cm, [2]四九・〇cm, [3]二一・六cm

(包紙)
「家記」願書指出候時之覚書扣 山中案帋

封 元禄 丙子 九年

⑩(朱印) 九月十六日

「貼紙朱筆」
「八二ノ十二」

右之通、(平岡資周)宇右衛門 方(山中)にて半兵衛ニ相認させ、則此

通ニ御認被為遊候様ニ可申上由にて相渡申候間、

貴公様迄指上ヶ申候、御名之下ニ御印判被遊、上之

封めニ御印判被遊、松平伊豫守与斗御書付可被遊

候、内外ともニ御名斗にて、此方あてなしにて御座

候、此文言之通、一字も相凌無御座候様ニ御自筆ニ

御認被為遊候様ニ可被仰上候、此文言ハ大乱此方

(柳沢)且那内見仕候事茂相しれ不申候間、必々を以可被仰

上候、則此文言之ひかへ此方ニ留置申事ニ御座候、

御念御入被為遊候御為と奉存、此わけ申上候、

一、御先祖書ハ封与斗被遊、御印判御無用奉存候由、宇

右衛門申候、

一、明後十六日之朝五ツ半時、(綱政)殿様御持参被為遊、

(藪田)五郎右衛門・宇右衛門兩人江御逢可被遊と被仰込、

兩人罷出候ハ、今朝兩人へ御逢被遊候儀ハ、少々

(柳沢)出羽守御願之事有之ニ付、兩人ともへ御逢被遊候、

史料 岡山藩官位関係史料 (一)

則此書ヲ出羽守へ相渡くれ候様ニと被思召候、委細ハ御口上書ニ有之候由御意被遊候て後、御先祖書御出し被遊、是拙者先祖覚書ニて候、今度之願之儀ニ付、ヶ様之事ヲも諸出羽守へ御見せ置被成度被思召候間、先々兩人得与内見いたし、若々落字なども有之哉、旁兩人ヲ御頼被遊と御意被為遊、両通共御渡し被為遊候様ニ被仰上可被下候、

⑩元禄九年十二月十四日 柳沢保明「自筆返翰」(折紙)

外包(⑩、⑪同封) 二八・〇cm×四一・〇cm

包紙 二七・五cm×四一・〇cm

本紙 三二・五cm×四六・〇cm

「(外包)
⑩(黒印)

元禄丙子九年十二月十四日

柳沢殿へ遣候書翰扣并出羽殿自筆ノ返翰

印(黒印) ⑩(朱印)

「(貼紙朱印)
八二ノ七」

「(包紙)
松平伊豫守様 柳沢出羽守

貴札致拜見候、如仰一昨朝者御出、掛御目珍重存候、其節被仰聞趣、御序有之、委細達 御耳候、被入御念、御帳面之通一々得其意存候、登 城前以早々及御報候、恐惶謹言、

(元禄九年) 柳沢出羽守

十二月十四日 保明(花押)

(池田綱政)
松平伊豫守様

御報

⑪元禄九年十二月十四日 池田綱政「書状控」

包紙 二二・〇cm×三二・三cm

本紙 一五・八cm×五四・〇cm (1)三五・〇

cm、(2)一九・〇cm

「(包紙)
丙子元禄九年十二月十四日

柳沢出羽殿へ遣候書状之扣へ

印(黒印) 封

上(美濃)ヲミの帛にて封綱印押而遣ス

政

一 昨朝者致伺公、(祇候)五郎右衛門・宇右衛門兩人ニ所存之趣

申聞せ候処ニ、御聞届被成、不寄存御會被成、誠以忝次

第存候、萬端御礼之趣申上、別(柳沢)而大慶仕候、次御自分様

被掛御心候、忝存候段、掛御目候へハ、存儘ニ不申述、

残恨所存之外ニ御座候、猶以向後不限大小事、偏奉頼候

間、近比馴々敷様ニ可被思召も不存候へ共、御一家同意

ニ被思召、万事被懸御心可被下候、拙者も其心得ニ而罷

在候間、不顧遠慮憚、所存之通、如此御座候条、左様ニ

御心得被成可被下候、恐惶謹言、

(元禄九年) 池田綱政
十二月十四日 松平伊豫守 名乗判

柳沢(保明)出羽守殿

猶以文法以下、差別無遠慮如此御座候、御免被成可

被下候、存候程ハ紙面難述候、万端心底御賢察被成

可被下候、以上、

⑫元禄十年九月十二日 池田綱政「御書付」

外包 一七・五 cm × 三〇・五 cm

包紙 二四・〇 cm × 三二・三 cm

本紙 一五・八 cm × 一〇八・〇 cm [1]四四・

五 cm、[2]四七・五 cm、[3]一六・三 cm

返(外包) 九月十二日時節、勘兵衛可指出事

御書付

内存

封

〔貼紙朱筆〕
〔八二ノ十〕

〔包紙〕
〔覚書〕

封

一、少将拜任願之事、全壹分ノ非望、先祖三左衛門輝政

初官方以来、(利隆)武藏守・(光政)新太郎・(綱政)伊豫守迄四代ハ、

地下方雲客ニ被 仰付候ハ一人も無之候、尤堂上方

ニハ此例専用之御吟味之事勿論ニ候、武門ハ加様之

差別無之も不存候へ共、(家綱)御先代迄ハ其家々ノ初官

之義、御内々ニテ御尋有之候キ、武家ニハ職無之故

ニ哉、親と同官ニ難被 仰付様ニ粗承候、依之自分

代ニ成、御機嫌(損)そこない申而ハ勿論、左様之義も

無之ニ、悴地下ニ仕候段、對先祖無面目仕合ニ存候、

左候へハ少将拜任之被

仰付候ハ、偏有難可奉存候、

又一ツハ、(池田綱清)同姓伯耆守家ハ、外戚之 御親ニハ御座

候へ共、筋目ヲ申候へハ庶子筋之家にて、新太郎迄

(光仲)ハ相模守万事筋目ヲ家来共以下存罷在候へ共、や、

もスレハ世上江紛カシ申觸候段、慥ニ承来候、然所

ニ去年伯耆守少将ニ被 仰付候以来者、家来共弥萬

端ニ付別家之品ニ引分、此方江何事も不申聞様ニ仕

懸申候、加様ニ而ハ伯耆守家中ニ如何様之義仕出候

迎も一圓不存、此方江相談なと承間敷候、此段歎ケ

敷存候、加様之趣ニ付而ハ、自分之義拜任被

仰付候迎も、伯耆守跡ニ付而ハ右同事ニ候間、願ク

ハ他家ニ而無之、同家之義ニ御座候条、一家之惣領・

庶子之筋目立候様ニ、唯今迄之通、新太郎・相模守、

伊豫守・伯耆守と有之様ニ被 仰付被下候ハ、両

家之為、重々有難可奉存候、

〔13〕元禄九年九月十六日 池田綱政「願書」(折紙)

外包 三二・〇cm×四六・二cm

包紙 二八・四cm×四一・三cm

本紙 三二・五cm×四六・〇cm

〔外包〕元禄九丙子年九月十六日持参、同廿七日ニ御返候也、

柳沢殿へ持参候書付并家記

封

〔貼紙朱筆〕
八二ノ九

〔包紙〕元禄丙子九年九月十六日柳沢殿へ持参、同廿七日ニ被返

候也、鳥ノ子帋ニ家譜モ同時、

松平伊豫守

〔印〕〔黒印〕

以書付申上候、私儀四十四年已前元服被 仰付候節、侍

從ニ被任候、親(光政)新太郎儀少將ニ被任罷有候、私儀只今迄

從 御上之御厚恩身ニ餘リ有難仕合奉存候、此上申上候

段、恐ヶ間鋪儀奉存候得共、父官位之通ニ何とぞ被為

仰付候者、一生之御大恩与偏有難奉存候、誠以難願上儀

ニ奉存候得共、以書付ヲ奉願候、右之趣御老中方へハ曾

而不申上候、戸田山城守殿へハ表向一通り之用事等者

前々方頼申上ル儀ニ御座候得共、於此義者毛頭山城守殿

江も不申上候、偏ニ御自分様何分ニも宜御取成奉頼候、

惣躰私義諸事不調法者ニ御座候へ共、先日も被 召出、

御能なと被為 仰付、有難次第ニ奉存候、此上如何様之

儀ニ而茂御奉公申上度奉存候、此等之趣御手前様御取成、

偏奉頼候、以上、

元禄九年

九月十六日

(池田綱政)

松平伊豫守印

⑭元禄十年四月廿五日 山中半兵衛・山中造酒右衛門

〔礼状之控〕

包紙(14)~(16)同封) 二〇・五 cm × 二八・〇 cm

本紙 一六・二 cm × 八六・三 cm (1) 四一・六

cm、(2) 四二・五 cm、(3) 二・五 cm

〔包紙〕元禄丁丑十年四月廿五日柳沢殿ニ對面時以後礼状之扣

山中造酒右衛門

同 半兵衛

〔貼紙朱筆〕
八二ノ三

以手紙申上候、弥御勇健被成御座、目出度奉存候、

御發駕も次第近寄、珍重奉存候、

一、明廿五日之朝、出羽守(柳沢)少将様(綱政)江被懸御目之由、御發

駕之間も無御座ニ、早速可被懸御目之由、別而珍重

成御事被存候、廿六日之朝、兼而申上置候御音物、

甚兵衛殿持参被仕、

御口上ニハ

近日御發駕被遊候ニ付、為御暇乞以使者被仰入候間、

目録之通被遣候、今迄之御口上ニ而、其節御直書出羽守へ被遣、昨日者御用多ニも可有之ニ御逢被成、

忝思召候、御上江之段々之御礼をも御直ニ申上、御

(柳沢) 自分様ニも緩々之御暇乞被仰、別而忝思召候、在国

之内ニても諸事被懸御心被下候様ニ頼思召候と、御念比ニ御書被遊、御文箱ニ御入、甚兵殿持參被仕候

様ニ被遊候間、段々御念入出羽守も御尤之様ニ可被存候、此段宜可被仰上候、以上、

(元禄十年) 四月廿四日

山中半兵衛

山中造酒右衛門

(池田) 大学様

⑮元禄十年四月廿五日 池田綱政「書状控」

本紙 一五・二cm×四七・三cm (1)二三・五

cm、(2)二三・七cm

猶以昨朝者、不寄存御逢被成、御直ニ諸事得御意、別而忝次第、難盡筆帛存候、以上

昨日者御用多ニ茂可有御座候処ニ、御逢被成忝存候、

御機嫌能被為成御座候段被仰聞、恐悦奉存候并種々有難

御礼をも直ニ申上、次ニハ御自分様ニも緩与御暇乞申、
(柳沢) 其上

御懇意趣、別而忝次第等奉存候、在国之内ニても、諸事被

御厚 不申筆 判 名 柳沢 御心被下候様ニ奉頼候、御披見茂如何と存候へ共、如

此御座候、以上、

(元禄十年) 四月廿五日 名判 (池田綱政)

柳沢出羽守様 (保明)

⑯元禄十年四月廿五日 「覚書」

本紙 一五・五cm×一六・四cm

御礼 御暇(御馬) 不相替 一、御機嫌能段々

一、火消

一、御能拝見 一、任官 一、能被仰付

一、替屋敷 (弥姫) 一、娘縁組 一、兩人ニやしき

柳沢出羽守殿江參、藪田五郎右衛門・平岡宇右衛門罷出、

申聞候ハ、出羽守(吉崎)御自分を招、申達候様ニと被申付候、

出羽守殿御口上

今朝ハ御出被成候、如仰

(綱吉)公方様益御機嫌能被成御座、恐悦思召候旨、御尤存候、

宅江御成用意も相調申候間、御心易可被思召候、天氣能

御成可被遊と有難奉存候、今朝被 仰置候趣、一々致承

知候、右之通能相心得被申上候様ニと出羽守被申候由、

五郎右衛門・宇右衛門申聞候、

五郎右衛門・宇右衛門申候ハ、今朝私共へ御渡被遊

候御書付両通、出羽守江早速相渡申候処、別紙口上

書之通、御自分迄可申達旨被申付候間、宜可申上旨、

右両人申聞相渡候、則指上申候、

【人名】(五十音順)

秋元喬朝 但馬守。幕府若年寄(甲斐国谷村三万石)。

阿部正武 豊後守。幕府老中(武蔵国忍一〇万石)。

池田勝千代 軌隆。綱政の男子。

池田大学 岡山藩家老格(禄高二万二〇〇〇石)。

池田利隆 武蔵守。綱政の祖父。幼少の弟忠継に代つて備

前国岡山を監国。

池田綱清 伯耆守。因幡国鳥取三二万石。

池田綱政 伊豫守。備前国岡山三一万五〇〇〇石。

池田輝政 三左衛門。播磨国姫路五二万石。綱政の曾祖父。

池田政言 信濃守。備前国新田二万五〇〇〇石。

池田政倫(輝録) 丹波守。備前国新田のうち一万五〇〇〇石。

池田光仲 相模守。前鳥取藩主。

池田光政 新太郎。綱政の父、前岡山藩主。

大久保忠朝 加賀守。幕府老中(相模国小田原一万三〇〇〇石)。

〇〇石)。

加藤明英 佐渡守。幕府若年寄(下野国壬生二万五〇〇〇石)。

吉良義典

桂昌院

鳴覚左

島津綱貴

伊達綱村

土屋政直

德川家綱

德川綱條

德川綱吉

德川永孚

戸田忠昌

戸田大和

永井直敬

平岡資周

細川綱利

本庄宗資

上野介。幕府高家筆頭（禄高三〇〇〇石）。

五代將軍綱吉の生母、諱は光子。江戸城三ノ丸に住む。

戸田家家臣。

薩摩守。薩摩国鹿兒島七二万八〇〇〇石。

陸奥守。陸奥国仙台五九万五〇〇〇石。

相模守。幕府老中（常陸国土浦七万五〇〇〇石）。

四代將軍（前將軍）。

宰相。常陸国水戸二六万石。

五代將軍。

右衛門督。綱條の嫡子。

山城守。幕府老中（下総国佐倉七万一〇〇〇石余）。

戸田家家臣。

伊賀守。寺社奉行（下野国烏山三万石）。

宇右衛門。柳沢家家老（禄高六五〇石）。

越中守。肥後国熊本五一万石。

因幡守。桂昌院の異父兄。常陸国笠間五万石。

本多正永

伯耆守。幕府若年寄（下総・丹波のうち一万石）。

松平輝貞

右京大夫。幕府御側用人（上野国高崎五万二〇〇〇石）。

松平昌親

兵部。越前国福井二五万石。

弥姫

池田綱政の娘。宝永元年（一七〇四）立花宗政と婚姻

柳沢保明

出羽守。幕府御側用人（武蔵国川越七万二〇〇〇石余）。後に美濃守吉保と改名。

柳沢安貞

兵部。柳沢家嫡子。後に吉里と改名。

藪田重守

五郎右衛門。柳沢家家老（禄高六〇〇石）。

山中半兵衛

柳沢家家臣。もと岡山藩家老伊木長門守の家臣。

山中造酒右衛門

半兵衛の兄。柳沢家家臣（嫡子安貞の御近習、禄高五〇石三人扶持）

吉崎甚兵衛

岡山藩公儀使（禄高五〇〇石）。

米倉昌忠

丹後守。幕府若年寄（武蔵・相模・上野のうち一万五八〇〇石）。

隆光

護持院（真言宗新義派）住持、大僧正。藩主の在府中、岡山藩は護持院の火消役を勤めた。